



## 今月の特集

- 1.最低賃金額の改定
- 2.厚生年金保険料等の猶予制度
- 3.社会保険料徴収の注意点
- 4.マイナンバーカードの健康保険証利用開始に向けて



### 1. 最低賃金額の改定

#### 最低賃金について

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が定めている最低限の賃金のことです。

最低賃金には各都道府県で定められる「地域別最低賃金」と特定の産業に従事する労働者に定められる「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

前者の「地域別最低賃金」については毎年10月に改訂されますが、今年度につきましても先月審議会にて答申がなされ、その改定額が厚生労働省のHPに公表されています。

#### 改定額について

昨年は26円～29円の上げ幅でしたが、今年度については1円～3円の引き上げに留まりました。また東京都や北海道、山口県など7都道府県では改定なしとなる見込みです。

これらの改定額については各都道府県労働局にて異議申出等を経て10月上旬までの間に発効されます。

この「地域別最低賃金」については、使用者は名称

のいかんを問わず全ての労働者にその最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

後者の「特定（産業別）最低賃金」については原則として特定産業に従事する労働者に適用となりますが、年齢や労働能力により同じ産業に従事していても、適用除外となる場合があります。

尚、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

★最低賃金サイト★

<https://pc.saiteichingin.info/>

### 2. 厚生年金保険料等の猶予制度

新型コロナウイルス感染症がまだ終息しない中、事業の継続に不安を抱えている会社も多いようです。

厚生年金保険料等についてはそのときに納付すべき保険料を納付することで、事業の継続等を困難にする恐れがある等、一定の要件に該当するときは、猶予制度が設けられています。

相談窓口も設けられていますので、気になる方はお問合せください。

★厚生年金保険料納付猶予相談窓口★

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>

### 3. 社会保険料徴収の注意点

算定基礎届（※）の届け出が完了し、順次その決定通知書が返戻されつつあります。

この新しく決定された標準報酬月額が9月より適用となりますが、多くの事業所では従業員から翌月の給与で控除していますので、翌月徴収の場合には10月より新しい標準報酬月額に基づいた保険料で控除することになります。

尚、9月末退職者については退職時に2か月分の社会保険料を徴収する事業所も多いかと思いますが、その際には9月徴収分＝旧保険料、10月徴収分＝新保険料の合算を徴収することになります。

又、News Letter 前号（No.155）にて厚生年金の標準報酬月額の上限が2020年9月1日から施行されることに伴い、届け出不要のまま等級が変更になるケース、また届け出が必要となるケースについてご紹介いたしました。

その厚生年金等級の上限追加によって標準報酬月額が変更となった方につきましても10月からの保険料徴収については、変更後の保険料で徴収する必要があります。

※算定基礎届とは、健康保険・厚生年金保険の被保険者が実際に受ける報酬と既に決められている標準報酬月額とが大きくかけ離れないよう、毎年1回、4月～6月の報酬を元に標準報酬の見直しを行う届け出を指します。

### 4. マイナンバーカードの健康保険証利用開始に向けて



マイナンバーカードはお持ちでしょうか。2021年3月よりマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。それに伴い、マイナポータルでは、事前の利用申し込みが始まっています。

★マイナポータル★

[https://myna.go.jp/SCK0101\\_01\\_001/SCK0101\\_01\\_001\\_InitDiscsys\\_form](https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys_form)

#### 利用のメリットについて

マイナンバーカードの健康保険証が利用できるようになると被保険者にとっては以下のようなメリットがあります。

- ① 健康保険証として使用可能
- ② 限度額認定証の申請が不要

メリット①ですが、マイナンバーカードを健康保

険証として使用できるようになることで、転職した場合などでもお持ちのマイナンバーカードを引き続き使用することができるようになります。

但し、注意点として、事業主は従来と変わらず資格取得の届け出が必要です。

又、来年にかけて順次、その他にも利用メリットが増えていきます。

例えば、ご自身が同意すれば、初めて受診する医療機関等でも今まで使用したお薬情報や特定健診情報を共有できたり、確定申告の際に医療費控除の手続きを行う場合、マイナポータルを通じて自動入力が可能になる予定です。



2020年9月1日からマイナポイントがスタートしました。2020年9月1日から2021年3月31日迄に、マイナンバーカードを使ってマイナポイントの予約・申込をおこない、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすることで利用額に応じて上限5,000円分のポイントが付与されるようになりました。

現在、マイナンバーカードの普及率は19.4%（※）となっており、約2年前の11.5%からは伸び悩んでいるように見えますが、ポイント付与や健康保険証として利用可となることで、今後のマイナンバーカード交付率は徐々に伸びていくものと思われます。

※総務省HPより2020年9月1日時点

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000706695.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000706695.pdf)

【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス  
〒170-0005  
東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階  
TEL: 03-6831-3310